

緊急時の大会運営について

緊急時の大会運営に際しては、次の原則に従って対応する。

1 協議の条件

次に示すように大会運営や競技者の安全確保に支障またはその恐れがあると判断される場合、協議を行う。

- ① 気象条件（強風・竜巻などによる飛来物や、落雷などの危険性、等）
- ② 交通状況（予測できない交通障害等でチームや審判の移動に支障が出た場合、等）
- ③ 試合環境（コンディションの良悪ではなく、試合をするうえでの危険性や問題、等）
- ④ 災害等の発生・被害状況（注意報・警報や勧告・指示などの発令状況、余震の発生状況、等）
- ⑤ 感染症の流行状況（緊急事態宣言の発出、他の感染防止対策の適用、他の宣言の発表、等）
- ⑥ その他

2 協議役員

室蘭支部専門委員、地区専門委員、道専門委員、会場管理責任者、当番校主担当者等

3 対応の決定

協議の結果、緊急対応すべきと判断された場合、高体連室蘭支部専門委員が関係各所に対応方法について確認をし、その決定に従って対応する。

4 勝利チームや上位大会進出チームの決定方法

上記の対応後、すべての決定に従う

5 連絡体制

対応の決定を受け、協議役員から各校顧問、審判委員等に迅速に連絡する。